

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について ～ 教育再生実行会議の第五次提言を踏まえた基本的なイメージ ～

教育再生実行会議 第五次提言における指摘事項等

(1) 新たな高等教育機関を創設する目的

(教育再生実行会議 第五次提言 抜粋)

社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門
高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職
業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。これにより、学校教育において多様なキ
ャリア形成を図ることができるようにし、高等教育における職業教育の体系を確立する。

(2) 既存の学校種の課題として指摘された事項

(教育再生実行会議 第五次提言 抜粋)

高等教育段階では、社会的需要に応じた質の高い職業人の養成が望まれますが、
i) 大学や短期大学は、学術研究を基にした教育を基本とし、企業等と連携した実践的な
職業教育を行うことに特化した仕組みにはなっていない、
ii) 高等専門学校は、中学校卒業後からの5年一貫教育を行うことを特色とするもので
あり、高等学校卒業段階の若者や社会人に対する職業教育には十分に対応していない、
iii) 専修学校専門課程（専門学校）は、教育の質が制度上担保されていないこともあり、
必ずしも適切な社会的評価を得られていない、などの課題が指摘されています。

新たな高等教育機関が備えるべきと考えられる特色

- 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応できる仕組みとする
- 質の高い職業人を育成できる仕組みとする
- 企業等と連携した実践的な職業教育に重点を置いた仕組みとする
- 高等学校卒業段階の若者や社会人に対する職業教育に対応する
- 教育の質を制度上担保し、社会的な評価を得られるようにする

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関のイメージ（案）

（１）制度設計のイメージ

1) 職業実践的な教育を行う高等教育機関として相応しい要件とする。

〈教育課程(単位等)、教育方法、教員数、施設設備等〉

2) 教育内容・教員については実践的な職業教育を行うものとして構成し、産業界のニーズへの対応を重視する。

〈教育課程や第三者評価等への産業界の関与等〉

〈博士号の保有等より実践的専門性を重視し、実務家教員を積極的に登用 等〉

3) 質保証システムを確立し、修了者の社会的・国際的な評価や、円滑な就職・進学等を確保。

〈第三者評価、学位又は称号の付与、大学への接続（編入学・大学院への進学等）を可能とする 等〉

（２）制度設計の方向性のポイント

【実践的な職業教育の特徴】

- 実践性の水準を維持するため、最新の知識・技能等に即応する必要性が高い。
- 就職先である企業等のニーズへの対応の必要から、各校毎に求められる教育内容・手法等も極めて多様。
- 教育の質の適否は、その成果を実際の現場で評価する企業や実務家等によって判断されるべき。

新たな高等教育機関では

多様化する企業等のニーズに即応し、実践的教育の質を確保するには、
「**企業等の参画を得ながら教育の質を確保できる体制やプロセス**」の確立によることが適当。

具体的には、

〔教育内容〕： 教育課程編成への企業等の参画

〔指導者〕： 実務家教員の一定割合の配置

〔事後評価〕： 評価への企業等の参画 + 専門分野別の第三者評価

等により、実践的な職業教育としての質を確保。

一方で、例えば、次のような要件については機関の目的に応じて柔軟な設定を検討。

○ 教員の資格等は、機関の目的に応じた適切な要件を設定

(広く実務経験者等の中から教育的指導力のある者を任用、最新の知識・技能を備えた実務家教員を実務との兼務により確保し必要教員数にもカウント 等)

○ 校地・校舎面積等についても、機関の目的に応じた適切な要件を設定

(定量的な規定と定性的な規定について、機関の特性を踏まえた適切な在り方を検討)

等